

公益通報情報漏洩事案の概要

 事案発生：令和4年1月24日午前

くすり政策課職員が、県内関係者240者に事務連絡を一斉送信する際、誤って、県への公益通報に関するメールを印刷したPDFファイルを送付。

事案発生の要因

- 公益通報の受付に関しては広報課を一般的な窓口としており、通報対応に必要な教育・研修を受けた職員を配置している
- くすり政策課では、医薬品の不正製造事例等の通報を受け付けているが、公益通報処理に関する職員教育が不十分だった。

 **公益通報処理に関する担当職員の教育・研修が不十分**



通報処理担当職員に対し、公益通報処理に係る
秘密保持及び個人情報保護の徹底が図られていなかった。

再発防止に向けた当面の取組み①

■通報受付体制の見直し

(今回事案の発生要因を踏まえて)

👉 くすり政策課での 公益通報受付を一旦停止※
(※職員教育が完了し、受付体制が整うまでの間)

👉 通報窓口は 広報課(県民の声係※) に対応
(※公益通報の全庁的な総合窓口、専任職員既配置)
(※当分の間、薬事に係る公益通報案件も広報課にて受付)

再発防止に向けた当面の取組み②

■公益通報窓口職員及び所属長等への研修

● 通報窓口職員

国(消費者庁)主催の公益通報制度の適切な運用等に係る研修の受講(2月16日(水)…くすり政策課職員7名、広報課職員3名)

● 所属長、所属長補佐

■ 今年度の対応として、

3月4日(金)に公益通報に関する所属長等研修を開催

■ 令和4年度以降の新任所属長、所属長補佐研修の科目に公益通報制度を追加

☞ 外部からの通報事案への対応を、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の保護に留意しつつ、迅速かつ適切に行うため、研修を実施

○ 職員のコンプライアンスの向上

- ① 職員の行動規範の明示と自己点検
- ② 違反事例等に学ぶ研修会の開催
- ③ ヒヤリハット事例の共有
- ④ 事務処理ミスを未然に防止するための技術的な方策の検討

公益通報情報の管理

改めて、通報者及び関係の皆様にご多大なご迷惑をおかけしたことについて、心よりお詫び申し上げます。

今後とも、公益通報をはじめとした県庁における諸制度に係る情報管理の徹底に全庁を挙げて取組み、引き続き、県民の皆様のご信頼回復に努めてまいります。